

一般競争入札（総第 6 9 号 自動車賃貸借 その 2）に係る事項について

1 一般競争入札（総第 6 9 号 自動車賃貸借 その 2）に関する事項

一般競争入札（総第 6 9 号 自動車賃貸借 その 2）に関する事項（以下、「本一般競争入札」という）のうち参加資格等に関する事項について記載するものとする。

2 本一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 安八町契約規則（昭和 42 年安八町規則第 2 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、物件の製造、買入れその他の契約に係る安八町競争入札参加資格審査を受け、安八町競争入札参加資格者名簿に登録された者で、かつ、申請書提出期間の最終日から本契約締結日までの間に安八町競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (2) 安八町競争入札参加資格停止措置要領の規定による資格停止を申請書提出期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (3) 安八町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 本一般競争入札（開札）の日時及び場所

- (1) 入札（開札）の日時については別に指定する。
- (2) 入札（開札）の場所は、次のとおりとする。

安八郡安八町氷取 1 6 1 番地 安八町役場 2 階中会議室

- (3) 入札書等の提出については、次のとおりとする。

入札書の提出は持参とし、入札会場にて直接提出することとする。

4 現場説明の有無

無

5 入札保証金

無

6 契約保証金

無

7 前払金の有無

無

8 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に関する事項

無

9 入札参加資格の確認

- (1) 本一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書提出要領の定めるところにより、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

申請書の提出は郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は安八町役場総務課（安八郡安八町氷取 1 6 1 番地）まで送付すること。

- ① 申請書提出期間は、別に指定する。
- ② 申請書提出時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。申請書提出期間最終日にあつては、午後 4 時までとする。持参する場合にあつては、正午から午後 1 時までを除く。
- ③ 持参する場合の申請書提出場所は、安八町役場総務課とする。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書の受付をもって行うものとする。

10 質疑応答

- (1) 資料等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で提出することができる。

- ① 質問書提出期間は、別に指定する。
- ② 質問書提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ③ 質問書の提出は、下記アドレス宛ての電子メールとする。

総務課 soumu@town.anpachi.lg.jp

- ④ 電子メール送信後に下記まで電話連絡すること。

TEL 0584-64-3111

- (2) 質疑に対する回答は、入札参加者に対し、別に指定する日までに電子メールにより行うものとする。

11 入札に関する心得

- (1) 入札書に記載する金額（以下「入札書記載金額」という。）

落札決定にあたっては、入札書記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

①入札書記載金額が、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合にあっては、当該価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格以上のうち最低）の者を落札者とするが、落札価格は、入札書記載金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とする。なお、入札執行回数は 2 回を限度とする。

②落札となるべき入札書記載金額が複数あるときは、くじによって落札者を決定する。なお、この場合においてはくじを引くことを辞退することはできない。

(3) 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。なお、無効な入札を行った者は、原則として再度入札に参加できない。

①入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

②入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。（※代理人が入札に参加する場合は、委任状が必要。）

③入札に関し談合等の不正行為があったとき。

④入札書に記名押印がないとき。

⑤入札書の記載事項の確認ができないとき。

⑥入札者の資格を有しない者が入札したとき。

⑦その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

(4) 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

(6) その他

①一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

②最低制限価格を設けた場合において、当該価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格より低い価格の入札書を提出した者は、再度入札に参加できない。

③再度入札に付した場合は、前回の最低の入札書記載金額と同価格以上の入札書を提出したときは、次回、再度入札に参加できない。

④その他本件執行については、地方自治法、同法施行令及び安八町会計規則の定めるところによる。